

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 松浦建設株式会社
法人番号 : 1021001033176
業者の住所 : 神奈川県小田原市新屋82-1
 - 2 指名停止の期間 : 令和8年1月7日～令和8年4月6日（3か月）
 - 3 指名停止の措置対象地区 : 全地区
 - 4 事実概要
松浦建設株式会社の元代表取締役及び元営業部長は、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件に関連し、便宜を図ってもらった見返りを渡したとして、令和7年9月24日、横浜地検により贈賄の罪で起訴された。
 - 5 指名停止の理由
4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第3号ア（下記参照）に該当する。
- 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準
- | 措置要件 | 期間及び措置対象地区 |
|---|-------------------------------------|
| 1～2 省略
(贈賄)
3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
ア 代表役員等
イ～ウ 省略 | 省略
全地区を対象として
3か月以上9か月以内
省略 |
| 4～16 省略 | 省略 |

＜問い合わせ先＞

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)